

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年6月から9年9月までは53万円、同年10月から10年6月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年6月から10年6月までの期間について、標準報酬月額が前後の期間に比べて極端に低くなっている。当時、給料は下がることはなかったので、当該標準報酬月額には納得できない。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、申立期間のうち、平成8年6月から9年9月までの期間については当初53万円、同年10月から10年6月までの期間については当初56万円と記録されていたところ、同年6月8日付けで8年6月1日に遡って、それぞれ26万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成8年6月から同年8月までの期間、9年4月及び10年1月から同年6月までの期間における給与支給明細書並びに9年分の源泉徴収票によると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該減額訂正前の標準報酬月額に見合う額又はそれを上回っていることが確認できる。

また、A社における申立人以外の4人の元同僚についても、申立人と同様に、平成10年6月8日付けで、8年6月1日に遡って標準報酬月額が大幅に

減額訂正されていることが確認できるとともに、これらの複数の元同僚は、申立期間について、申立人の主張と同様に「当時、給料が下がることはなかったにもかかわらず、知らないうちに標準報酬月額が下げられている。会社からの説明も無く、経営状況は順調であったことから、標準報酬月額が減額される理由について心当たりは無い。」と供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する上記給与支給明細書及び上記源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成8年6月から同年8月までの期間及び9年1月から同年9月までの期間は53万円、同年10月から10年6月までの期間は56万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年9月から同年12月までの期間については、申立人は、給与支給明細書等の保険料控除を確認できる資料を所持していないものの、当該期間の前後の期間における給与支給明細書及び源泉徴収票で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも同額（53万円）であり、当該期間についても同様の保険料が控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、前述の給与支給明細書及び源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成19年4月1日、資格喪失日が21年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該記録を取り消し、申立期間の資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間については、標準報酬月額決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間において、申立人は標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月31日から同年4月1日まで

平成21年3月31日にA社を退職したが、同日が厚生年金保険の資格喪失日となっている。

事業主も届出誤りを認めているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、申立期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人のA社に係る被保険者記録については、資格取得日が平成19年4月1日、資格喪失日が21年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録、A社から提出された職員勤務簿及び給与基本台帳並びに申立人から提出された給与明細票により、申立人は平成21年3月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間の標準報酬月額決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間において、標準報酬月額19万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の資格喪失日は、平成21年4月1日であると認められ、申立期間の標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 44 年 12 月 30 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から 46 年 9 月 11 日まで

私は、昭和 44 年 12 月に A 社を退社し、その後、B 社で勤務していたが、家庭の事情により 46 年 9 月に退社した。

昭和 51 年 5 月に脱退手当金を受給した記録になっているが、当時、私は脱退手当金に関する手続方法などを全く知らなかった上、A 社では旧姓、B 社では新姓となっており、旧姓及び新姓による脱退手当金の受給手続を同時に行った覚えもない。

また、B 社が勝手に代理請求を行った可能性も考えられるので、その点についても調査をし、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めて年金受給額を増やしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる被保険者台帳記号番号で管理されている厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消処理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び②は、それぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消処理が行われていない。

また、申立期間の最終事業所である B 社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 8 か月経過後の昭和 51 年 5 月 13 日に脱退手当金が支給決定されている上、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に受給要件を満たして被保険者資格を喪失した女性 34 人（申立人を含む）のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は 3 人（申立人を含む）であり、申立人以外の 1 人についても資格喪失日から約 5 年

1か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、当時、脱退手当金の請求者が、健康保険法第55条による継続療養給付を受けているものであるときは、将来厚生年金保険の障害給付を受け得ることも予想されるところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、在職中の昭和44年に健康保険の療養給付を受けた記録及び退職後の49年にも健康保険継続療養証明書の交付を受けた記録がある上、「在職中に診療所の医師から継続療養の説明を聞き、退職後も療養を受けていた。」と申立人が説明していることなどを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由及びその他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間は学生であり、A 市で下宿をしていたが住民票は実家のある B 市にあった。国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料は私に代わって母が B 市で納付してくれていたと聞いていた。母は亡くなっており当時の状況は不明であるが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人は昭和 63 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 11 月 8 日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、昭和 63 年 11 月 8 日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が必要となるところ、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人の妹についても、20 歳時点では国民年金に加入しておらず婚姻後の昭和 61 年 4 月から加入していることがオンライン記録から確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける事情はうかがえない。

加えて、申立人自身は申立期間の保険料納付に関与しておらず、実際に申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である上、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月頃から 50 年 8 月頃まで
② 昭和 51 年 12 月 26 日から 53 年 4 月 25 日まで

申立期間①について、A市にあったB事業所（適用事業所名称は、C社。現在は、D社）で、集金及び販売の仕事に従事していた。店舗の状況、業務内容をはっきり記憶している上、営業成績により表彰も受けた。表彰の対象となる期間が1年であったので少なくとも1年は勤めていたはずである。

申立期間②について、A市E町にあったF社（現在は、G社）に勤務していた。最初はトラックに乗り荷物を運んでいたが、給料が少なかったので大型トラックに乗り換えた覚えがある。

いずれも、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の記憶している業務内容等をD社の事務担当者に伝えたところ、同担当者は、「申立人が勤務していたのは当社であったと考えられる。」と述べており、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記事務担当者は、「当社は、当時、入社後試用期間が7か月から1年5か月程度あり、厚生年金保険の加入は営業成績によって決められていた。また、当時の人事記録は保管していないため、申立人の勤務実態は確認できない上、当社の厚生年金保険の加入記録が確認できる台帳に申立人の記録は確認できない。」と回答しており、申立期間当時、C社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚も、「試用期間があり、

入社後すぐに厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている。

また、申立人は、同僚の姓のみを記憶しているものの、個人を特定することができず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、C社が加入していたH厚生年金基金及びI健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

申立期間②について、申立人のF社に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和52年12月1日に被保険者資格を取得し、53年1月20日に離職したことが確認できる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の資料は保管していないため不明としており、申立人の勤務状況及び当時のF社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人がF社に入社した際、既に勤務しており、申立人が退職した際も勤務していた者として申立人が氏名を挙げた同僚は、同社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できず、同社は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、F社が加入するJ厚生年金基金及びJ健康保険組合に照会したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月頃から 53 年頃まで
昭和 46 年 3 月頃に知人の紹介でA社に正社員として入社し、53 年頃まで勤務していた。国の記録によると、申立期間に国民年金保険料を納付したとされているが、A社に勤務しながら同保険料を納付することは考えられない。申立期間における書類等は全て廃棄しており、何も資料は残っていないが調査を願う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は、A社が雇用保険に加入した日である昭和50年4月1日に被保険者資格を取得し、52年8月20日に離職していることが確認でき、また、複数の同僚の証言から、入社時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるところ、A社の代表取締役は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が当社を退職した3年半後の昭和56年2月1日である。」と証言している。

また、A社の取締役（申立期間当時の代表取締役の妻）は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と証言している上、当時の同僚も同様の証言をしている。

さらに、A社は、申立人に係る賃金台帳などを保管していないことから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から29年3月5日まで

中学校卒業後、A社に就職し、結婚のため退職した。厚生年金保険の記録では同事業所に勤務していた期間について脱退手当金を受け取ったとされているが、当時、私は脱退手当金の制度があることさえ知らなかった。また、昭和32年4月に再度同事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得したとされているが、その頃は家業と子育てに忙しく働きに出るなど考えられない。勤務していないにもかかわらず勤務していたような記録があるのは、国の記録が疑わしいということであり、脱退手当金についての記録も誤りであると思う。調査して脱退手当金を受給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間について脱退手当金を支給したことを示す記載が確認できる上、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額は法定支給額に一致している。

また、申立人の脱退手当金は昭和30年5月31日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失時に被保険者期間が3年11か月であった申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、婚姻のためA社を退職したとする同僚には脱退手当金の支給記録があり、当該同僚も受給したことを認めている一方、転職のため同事業所を退職したとする同僚には支給記録が無く、当該同僚は、「退職の際に事業所の事務担当者から、転職するのであれば脱退手当金を受給しない方がいいと

説明を受けた。」と証言していることを踏まえると、同事業所は女子従業員の退職時に、退職理由に応じた脱退手当金に関する説明等を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。